

令和3年(2021年) 1月19日

蓼科高等学校 保護者 様
生徒の皆さん

蓼科高等学校長 宮澤和人

「医療非常事態宣言」の発出を受けた本校の対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症の患者が県内でも増大し、医療現場のひっ迫している状況をふまえて、長野県では1月14日に「医療緊急事態宣言」が発出されました。これに伴い長野県教育委員会では、発出期間中（1/14~2/3）の感染症対策を徹底するよう各県立学校へ指示を出しました。本校の学校安全衛生委員会でも教育環境の確保について対応を話し合い、以下の点において生徒へ周知し、対応に努めて参りますので、各ご家庭でのご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 基本的な感染症対策を一層徹底する。
 - ・朝晩の検温等、健康チェックの実施
 - ・手洗いとマスク着用、共用部分の消毒
 - ・3密の回避（身体的距離の確保、30分に一回の換気）
 - ・感染リスクの高まる場面（昼食などマスクを外す場面）に特に留意

- (2) 熱の有る無しに限らず、コロナウイルス感染が疑われる症状のある生徒は登校しない。

また、同居の家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控える。欠席をして自宅待機の場合、欠席日数に数えない。

重要 上記の理由で欠席する場合は、生徒本人だけでなくご家庭の判断で、保護者の方が学校へ連絡くださいますようお願いいたします。また、症状が2日続くようでしたら、医療機関を受診するよう重ねてお願いいたします。

- (3) 通学に電車・バスを利用する場合は、マスクを着用するとともに、他の乗客との会話を控えるなどの乗車マナーを順守する。

（連絡先）

蓼科高等学校

担当：山極俊一郎（教頭）

電話：0267-56-1015